

# 徳島県産ブランド畜産物海外・インバウンド市場開拓推進事業

## 募 集 要 項

### 1 目的

畜産業を巡る情勢は、「高齢化・担い手不足」、「飼料・資材高騰」、「エネルギー環境問題」、「産地間競争激化」、「グローバル化」など厳しい局面に立っている。一方、激しい国際競争に立ち向かわないといけない状況は、県産畜産物を積極的に海外展開していく絶好の好機でもある。海外市場を視野に入れた本県畜産業の発展を見据え、生産者や生産者団体の海外輸出やインバウンド対応などの消費・販路拡大活動に必要な取組や、県産畜産物のより効果的なPRが見込める取組を支援するため、企画提案を募集する。

### 2 対象者

徳島県内在住の畜産農家又は畜産農家で構成される団体であること。

### 3 参加資格要件

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

- (1) 事業の対象者は、徳島県内在住の畜産農家の場合、輸出・加工・販売業者、処理場等と連携した取組であること。事業の対象者が県内畜産農家で構成される団体については、輸出・加工・販売業者、処理場等がその団体の構成員として参加している場合、企画提案を妨げるものではない。
- (2) 事業対象者が輸出実績のある県内畜産農家、県内畜産農家で構成される団体については、2畜種以上による取組を要件とする。なお、輸出実績のない畜産農家及び畜産農家で構成される団体については、1畜種での取組による企画提案を妨げるものではない。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業対象者及び連携する法人、団体等は本業務と同種又は類似の業務を実施した実績(受託を含む)を有するなど、業務手法に精通していること。
- (5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (7) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がい

る法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、申立てがなされていない者とみなす。

(9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

(11) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

#### 4 対象となる取組

補助金の交付対象となる取組は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和8年6月12日から令和9年2月28日までの間に実施する取組であること。

(2) 徳島県内在住の畜産農家及び畜産農家で構成される団体が行う県産ブランド畜産物を活用した海外輸出やインバウンド需要拡大に繋がる取組、従来の枠組みにとらわれない他畜種の生産者が連携した新たな市場開拓活動であること。

##### 【例】

- ・新たな海外の市場開拓を見据えた取組
- ・海外輸出拡大を見据えた他都道府県食肉処理施設の活用に伴う取組
- ・従来にはない複数の他畜種の生産者が連携する、認知度向上・販路拡大活動に伴う取組
- ・海外輸出拡大やインバウンド需要を確保するために必要な認証取得等に伴う取組
- ・輸出先国の規制やニーズに対応するために行う生産体制の構築

#### 5 補助事業上限額

取組ごとの補助金額は定額となり、1対象者当たりの上限は300万円。なお、応募は1事業実施主体につき1提案とする。

## 6 補助対象経費

### (1) 対象となる経費

ア 事業実施に必要な経費として、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

### (2) 対象とならない経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金等によりすでに支弁されている経費

エ その他、事業との関連が認められない経費

## 7 事業計画書の提出及び事業実施の手続き

### (1) 提出書類及び部数

徳島県産ブランド畜産物海外・インバウンド市場開拓推進事業 事業計画書 1部

### (2) 提出期間

令和8年6月9日から令和8年11月30日（必着）

### (3) 提出方法

下記提出先に、電子メールもしくは郵送（書留郵便又は宅配便）にて提出すること。なお、電子メールの場合は、送信後、電話にて下記担当に受信の確認を行うこと。

提出先 徳島県農林水産部畜産振興課 振興・成長戦略担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1 徳島県庁万代庁舎 6階

電話 088-621-2417

メールアドレス：chikusanshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

受付時間／午前9時～午後5時（土日祝日除く）

### (4) 応募に関する留意点

ア 応募は1事業実施主体につき1提案とする。

イ 事業計画書等の作成及び提出に要する費用は、事業実施主体側の負担とする。

ウ 提出期限後は、提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

エ 提出された事業計画書等は返却しない。

オ 提出された書類は、審査に必要な範囲において複写することがある。

### (5) 採択、交付決定

提出された事業計画書については、徳島県において随時審査を行う。審査は、下表に掲げる評価項目及び評価内容を基本的な視点とし、別に定める詳細な評価基準に基づき実施する。合計点が一定の基準を満たした企画提案から順次、採択を決定するものとする。なお、

審査結果に関する問い合わせには応じないものとする。

※採択件数が予算の上限に達した場合は、提出期間内であっても募集を締め切る場合がある。

評価項目	評価内容
・事業内容について ・事業の実現可能性	事業の内容の妥当性かどうか。 実現可能な内容となっているか。 本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を有し、十分に活かせることが期待できるか。
・運営体制、実施体制 ・事業の継続性や波及効果 ・経費積算の妥当性	事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか。 事業の継続性や波及効果が期待できるか。 積算に妥当性があるか。

#### (6) 事業の実施

徳島県の交付決定後に、取組を開始することができる。なお、徳島県畜産振興事業補助金交付要綱別表に掲げる重要な変更がある場合は、徳島県畜産振興事業補助金交付要綱様式第3号（第6条関係）により、変更事項を申請すること。

#### (7) 実績報告

事業が終了したら速やかに実績報告書（徳島県畜産振興事業補助金交付要綱様式第5号）を提出すること。

#### (8) 補助金請求書の提出と補助金の受け取り

徳島県は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定して申請者に通知するものとする。申請者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、徳島県に補助金請求書（徳島県畜産振興事業補助金交付要綱様式第5号の2）を提出しなければならない。徳島県は、当該請求書に基づき補助金を交付するものとする。

### 8 事業実施主体の責務

事業実施に当たっては、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）、徳島県畜産振興事業補助金交付要綱、実施要領等を遵守し、適正に事業を執行すること。

### 9 問合せ先

徳島県農林水産部畜産振興課 振興・成長戦略担当

電話 088-621-2417

メールアドレス：[chikusanshinkouka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:chikusanshinkouka@pref.tokushima.lg.jp)

受付時間／午前9時～午後5時（土日祝日除く）